

(表面)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

申請者

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

郵便番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事務所及び事業場の所在地	事務所	電話番号
	事業場	電話番号
廃棄物の再生に係る事業の内容	再生の方法	
	廃棄物の種類	
事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要		
経理的基礎に関する資料		
※ 事務処理欄		

(裏面)

添付書類 及び図面	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事業計画の概要を記載した書類</li><li>2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</li><li>3 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること）を証する書類</li><li>4 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書</li><li>5 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されたもので、個人番号（マイナンバー）の記載がないものに限る。）</li><li>6 業務経歴を記載した書類</li><li>7 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面</li><li>8 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類</li><li>9 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li><li>10 申請者が一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を有している場合には、その許可証の写し</li><li>11 申請者が古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の古物商の許可を有している場合には、その許可証の写し</li><li>12 申請者が廃棄物再生事業を適正に行うことができる者であることを証する書類（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物の処分に関する講習を修了した者にあつては、その修了証の写し）</li></ol>
備考	<ol style="list-style-type: none"><li>1 ※の欄は記入しないこと。</li><li>2 2部提出すること。</li></ol>
※手数料欄	